

国家外貨管理局 資本項目収入利便化試行を北京市、上海市全域に拡大

2020年3月6日、国家外貨管理局上海市分局は、『全域における資本項目外貨収入の支払に係る利便化試行を展開する通達』（上海匯發[2020]8号、以下「8号通達」という）を公布し、資本項目外貨収入の支払に係る利便化の試行範囲を上海自由貿易試験区から上海市全域に拡大しました。

2020年3月10日、国家外貨管理局北京外貨管理部においても、『北京地区資本項目利便化水準のさらなる向上に関する通達』（京匯[2020]16号、以下「16号通達」という）を公布し、資本項目外貨収入の支払に係る利便化の試行範囲を中関村一区十六園から北京市全域に拡大しました。

【ポイント】

- 北京市、上海市全域における適格企業は、支払指図により直接資本項目外貨収入及び元転した人民元の支払が可能
- 銀行は、試行企業の支払に対し、事後にコンプライアンスのための抜取検査を実施

1. 政策の背景

現行の外貨管理関連規定により、企業は資本項目外貨収入（資本金、外債、国外上場による戻入資金等）及び元転した人民元の支払を行う際に、都度、事前に真実性の証明資料を銀行に提出する必要があります。2016年から始まった資本項目外貨収入の自由元転制度は、元転段階のエビデンスチェックを簡素化しましたが、支払段階の真実性審査は現在まで残っています。

企業の外貨使用を利便化するために、国家外貨管理局は2017年から「資本項目収入支払の利便化試行」を展開し、試行企業は資本項目収入（元転後の人民元を含む）を国内で使用する際に、都度、銀行にエビデンスを提出する必要がなく、支払指図による直接送金が可能となりました。

「資本項目収入支払の利便化試行」は、相次いで第1-4段階の12自由貿易試験区及び福建省、浙江省、江蘇省、深圳市、寧波市、中関村模範区等の地区で展開されました。

2019年10月25日、国家外貨管理局は『クロスボーダー貿易投資の利便化のさらなる促進に関する通達』（匯發[2019]28号、以下は「28号通達」という）を公布し、資本項目収入支払の利便化試行を第5段階の自由貿易試験区及び上海市全域に拡大しました。今回、国家外貨管理局上海市分局が公布した「8号通達」は、「28号通達」の具体化措置となります。

また、北京外貨管理部が公布した「16号通達」は、北京市の試行範囲を拡大しました。これらの通達により、資本項目収入支払の利便化試行は北京市、上海市の全域で同時に具体化されました。

上海市と北京市で公布された通達の内容が類似するため、上海の「8号通達」に焦点をあて、次項で説明します。

(次頁に続く)

2. 本規定の主要内容

1) 資本項目外貨収入に係る利便化試行のオペレーションガイドラインのポイント

【図表1】オペレーションガイドラインのポイント	
支払利便化措置	✓ 試行企業は、資本項目外貨収入及び元転した人民元を国内支払に使用する際に、『資本項目外貨収入支払利便化業務の支払指示書』より、適格銀行で直接行い、事前に真実性の証明資料を都度提出する必要はない
資本項目外貨収入範囲	✓ 外貨資本金 ✓ 外貨外債資金 ✓ 国外上場による戻入資金
試行企業	試行区域内に登録され、かつ以下の条件を満たす非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く） ✓ 直近1年に外貨行政処罰の記録がないこと（設立後1年未満の企業は、設立日から外貨行政処罰の記録がないこと） ✓ 貨物貿易外貨収支企業リストに登録されている場合、その貨物貿易分類結果がA類であること
利便化限度額	✓ 企業の利便化限度額は資本項目外貨収入発生額×マクロ・プルーデンス係数とする。マクロ・プルーデンス係数は暫定的に1とし、外管局は外貨収支の情勢に応じて、マクロ・プルーデンス係数を調整することが可能 ✓ マクロ・プルーデンス係数が1を下回る場合、企業の資本項目外貨収入における利便化限度額以外の部分に対し、現行の資本項目支払管理政策を適用 ✓ 現行の政策に変更がある場合、変更後の政策を適用
エビデンス保存時間	✓ 取引の真実性、コンプライアンス性を十分に証明できる関連書類及び証憑等を5年間保存して検査に備える必要あり

国家外貨管理局『資本項目元転管理政策の改革及び規範化に関する通達』（匯發[2016]16号、以下は「16号通達」という）の要求により、国内機構の資本項目外貨収入及びその元転後の人民元資金は、自社の経営範囲内の経常項目の支出、及び法律規定が許可する資本項目の支出に使用することができ、かつ以下のネガティブリストの要求（【図表2】を参照）を遵守する必要があります。試行企業は資本項目外貨収入支払の利便化を適用する際に、引き続き上記要求に従わなければなりません。

【図表2】資本項目外貨収入及びその元転後の人民元資金使途のネガティブリスト	
✓ 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない ✓ 別途、明確な規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資もしくは銀行の元本保証型商品以外のその他の投資理財に用いてはならない ✓ 非関連企業への貸付の実行に用いてはならない、経営範囲が明確に許可している状況を除く ✓ 非自社用不動産の建設・購入に用いてはならない（不動産企業を除く） ✓ 国内機構とその他の当事者との間に資本項目収入の使用範囲に対して契約の約定が存在する場合、当該約定の範囲を超えて関連資金を使用してはならない	

また、「16号通達」の要求に基づき、企業は毎月手元準備金の名義で資本項目収入を使用することができ、これに対して真実性を証明する資料を提出する必要がありません。単一機構の毎月の手元準備金（自由元転および支払元転を含む）支払の累計金額は、20万米ドル超えてはなりません。

2)銀行による事後検査

試行銀行は、「四半期毎に支払総金額の10%以上」を原則とし、企業及び業務リスクの実態に応じて、**ランダム抜取検査**と**重点抜取検査**（選出基準は【図表3】を参照）を併せて、前四半期の試行業務に対して事後検査を実施する必要があります。

【図表3】重点抜取検査の選出基準

- ✓ 資本項目口座資金の元転用途：非同名義の保証金支払、不動産の購入、株式・債券・基金・信託等国内金融資産の購入、同名義振替、投資家の国外証券投資資本金収益の支払、キャッシュ、個人、特別届出、その他等
- ✓ 元転支払待ち口座の国内送金の申告「発票号」欄が空欄もしくは記入ミスあり、資本項目口座資金の元転用途が空欄もしくは記入ミスあり
- ✓ 1回の支払規模が1000万米ドル以上の場合、もしくは四半期内に同一主体による支払規模の累計が5000万米ドルを超える場合
- ✓ 四半期内に同一企業による支払規模が前四半期比50%増、かつ金額は100万米ドル超
- ✓ その他の以上もしくは疑わしい状況

3. 企業への影響

利便化試行に参加する企業は、資本項目外貨収入を使用する際に、従来の都度エビデンス提出から支払指図による直接支払および銀行の事後抜取検査への協力に変わり、支払時点における事務効率性が大幅に向上しました。今回の試行範囲は北京、上海の一部地域から全域に拡大することにより、さらに多くの企業が試行に参加できるようになりました。事後の抜取検査について、各銀行が企業及び業務リスクの実態に応じて決定し、銀行毎にオペレーション方法が異なる可能性があることから、ご留意ください。

今回の資本項目外貨収入の支払に係る利便化の適用収入範囲は外貨資本金と外貨外債を含み、いずれも外商投資企業が日常経営においてよく利用する資金調達手段です。

新型肺炎の感染鎮静化に伴い業務再開する多くの企業が、キャッシュフロー悪化の問題に直面しています。上記の2方式は外資企業にとって主な資金調達手段となり、企業のそれらの資金の使用に関連する制度的負担が利便化により低くなるほど、企業におけるメリットが大きくなります。企業の資金調達における選択肢がさらに多様化することで、業務再開時に直面するキャッシュフロー悪化の問題の緩和が期待されます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局上海市分局 上海汇发[2020]8号 关于在全辖开展资本项目外汇收入支付便利化试点的通知</p> <p>(正文略)</p> <p>附件1 资本项目外汇收入支付便利化业务操作指引</p> <p>第一条 为规范资本项目外汇收入支付便利化试点工作，特制定本操作指引。本操作指引适用参与试点业务的银行和企业。</p> <p>第二条 符合条件的企业可试点资本项目外汇收入支付便利化业务。办理资本项目外汇收入及其结汇所得人民币的境内支付使用时，可凭《资本项目外汇收入支付便利化业务支付命令函》直接在符合条件的银行办理，无需事前向银行逐笔提交真实性证明材料。</p> <p>前款所称资本项目外汇收入包括外汇资本金、外债资金和境外上市调回资金等。</p> <p>第三条 外汇局对资本项目外汇收入支付便利化业务实施宏观审慎管理。试点企业享受资本项目外汇收入支付便利化的额度为：企业资本项目外汇收入发生额×宏观审慎系数。宏观审慎系数暂定为1，外汇局可根据外汇收支形势适时对宏观审慎系数进行调节。宏观审慎系数小于1时，企业资本项目外汇收入中便利化额度外的部分，执行现行资本项目支付管理政策；如届时现行政策有所调整，执行调整后政策。</p> <p>第四条 试点资本项目外汇收入支付便利化业务的企业应为注册在试点区域内的非金融企业（房地产企业、政府融资平台除外），并符合以下条</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局 上海匯發[2020]8號 資本項目外貨収入の支払に係る利便化試行の全國展開に関する通知</p> <p>(本文略)</p> <p>添付1 資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務のオペレーションガイドライン</p> <p>第一条 資本項目外貨収入の支払に係る利便化試行を標準化するために、本オペレーションガイドラインを制定する。本オペレーションガイドラインは、試行業務に参加する銀行及び企業に適用する。</p> <p>第二条 条件を満たす企業は、資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務を試行することができる。資本項目外貨収入及び元転した人民元を国内支払に使用する際に、『資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務の支払指示書』より、条件を満たす銀行で直接行い、都度、事前に真実性の証明資料を銀行に提出する必要はない。</p> <p>前項がいう資本項目外貨収入とは、外貨資本金、外債資金及び国外上場による戻入資金等を含む。</p> <p>第三条 外管局は、資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務に対して、マクロ・プルーデンス管理を実施する。試行企業が享受する資本項目外貨収入の支払に係る利便化の限度額は：企業資本項目外貨収入発生額×マクロ・プルーデンス係数とする。マクロ・プルーデンス係数は暫定的に1とし、外管局は外貨収支の情勢に応じて、マクロ・プルーデンス係数を調整することができる。マクロ・プルーデンス係数が1を下回る場合、企業の資本項目外貨収入における利便化限度額以外の部分に対し、現行の資本項目支払管理の政策を適用する。現行の政策に変更がある場合、変更後の政策を適用する。</p> <p>第四条 資本項目外貨収支に係る利便化業務の試行企業は、試行区域内に登録する非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く）とし、か</p>

<p>件:</p> <p>(一) 近一年无外汇行政处罚记录（成立不满一年的企业，自成立之日起无外汇行政处罚记录）；</p> <p>(二) 如为货物贸易外汇收支名录内企业，其货物贸易分类结果应为A类。</p> <p>第五条 经办资本项目外汇收入支付便利化业务的银行应符合以下条件：</p> <p>(一) 已开通国家外汇管理局资本项目信息系统；</p> <p>(二) 上年度执行外汇管理规定年度考核B类(不含B-)及以上(如有)；</p> <p>(三) 具有完善的内控制度和风险防范措施。</p> <p>第六条 经办银行在办理资本项目外汇收入支付便利化业务时，应审核企业资质是否符合本指引第四条的规定，并按照《国家外汇管理局关于发布<金融机构外汇业务数据采集规范（1.2版）>的通知》（汇发[2019]1号）的要求，及时报送相关账户、境内划转、账户内结售汇等信息。结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中包含“CIPP”字样；账户内结汇所得人民币资金与人民币账户（不含结汇待支付账户）之间的资金划转，应报送结汇信息，并在“结汇详细用途”栏中包含“CIPP”字样。</p> <p>第七条 经办银行应按外汇局要求对所办理的资本项目外汇收入支付便利化业务进行事后抽查。抽查比例和频次可根据企业及业务风险状况确定，每季度抽查比例不低于支付总金额的10%。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告所在地外汇局。</p>	<p>つ以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>(一)直近1年に外貨行政処罰の記録がないこと(設立後1年未満の企業は、設立日から外貨行政処罰の記録がないこと)</p> <p>(二) 貨物貿易外貨収支企業リストに登録されている場合、その貨物貿易分類結果がAであること</p> <p>第五条 資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務を取扱う銀行は、以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>(一) 国家外貨管理局資本項目情報システムを開通していること</p> <p>(二) 前年度外貨管理規定実施の年度査定がB類またはそれ以上((B-を含まない))の場合</p> <p>(三) 十分な内部管理制度及びリスク防止措置を有すること</p> <p>第六条 取扱銀行が資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務を取扱う際に、企業の資質が本ガイドライン第四条の規定を満たすかについて審査し、『国家外貨管理局「金融機構外貨業務データ収集に関するルール(1.2版)」の公布に関する通達』(匯發[2019]1号)の要求に従い、関連口座、国内振替、口座内元転・外貨転等の情報を遅滞なく報告しなければならない。元転待ち支払口座からその他人民元口座(元転待ち支払口座を含まない)への資金送金は、国内入出金証憑の記入を通じて、国内送金に関する情報を報告し、「発票号」欄に「CIPP」という文言を記入しなければならない。口座内元転による人民元資金をその他人民元口座(元転待ち支払口座を含まない)へ資金送金する場合は、元転情報を報告し、かつ「元転の詳細な用途」欄に「CIPP」という文言を記入しなければならない。</p> <p>第七条 取扱銀行は、外管局の要求に従い、取扱った資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務に対して、事後の抜取検査を行わなければならない。抜取検査の比率と頻度は、企業及び業務リスクの実態に応じて決定することができ、四半期毎の抜取検査比率は、支払総金額の10%を下回らないものとする。</p>
--	--

<p>第八条 经办银行应于每季度初10个工作日内向所在地外汇局上报《资本项目外汇收入支付便利化业务季度报表》及《资本项目外汇收入支付便利化业务事后抽查情况表》。</p> <p>第九条 本操作指引自发布之日起实施，其他未明确事项，参照同期资本项目支付管理政策执行。</p>	<p>取扱銀行は異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p> <p>第八条 取扱銀行は、各四半期開始後10営業日以内に、所在地外管局に『資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務についての四半期報告表』及び『資本項目外貨収入の支払に係る利便化業務の事後抜取検査状況表』を提出しなければならない。</p> <p>第九条 本ガイドラインは、公布日より適用され、その他不明瞭な事項について、当該時点における資本項目支払管理政策を参照して実施する。</p>
---	--

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものではありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大廈22樓

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001